

# 高齢者に関する居住支援施策について

第6回住まい支援の連携強化のための連絡協議会（令和8年6月24日）

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1. 2040年に向けた地域包括ケアシステムの 深化について

# 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。**
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要。**高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差。**それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目のないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要。**そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。

## 病院：

高度急性期、急性期、  
包括期、慢性期



## 日常の医療：

- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療機関
- ・薬局 ・訪問看護事業所



## 医療・介護連携

- ・介護施設と協力医療機関の連携
- ・入退院支援
- ・在宅復帰支援・在宅療養支援

施設系サービス：介護老人保健施設  
在宅系サービス：訪問看護 等

※介護保険法上の施設・事業サービスの目的に着目した整理

## 施設・居住系サービス：

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム



## 在宅系サービス：

- ・訪問介護 ・訪問リハ
- ・通所介護 ・通所リハ
- ・訪問看護 ・短期入所生活介護
- ・介護予防サービス
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売 等

## 医療



居宅介護支援事業所  
(医療ニーズも含めた個別支援)

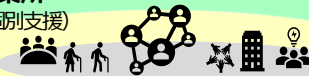


地域包括支援センター  
(ネットワーク構築、  
社会資源創出)

## 介護

## 相談支援

様々な相談、関係者間調整



## 多様な社会資源

- ・地域コミュニティ ・ボランティア
- ・老人クラブ ・自治会
- ・NPO ・インフォーマルな支援
- ・民間企業 等

## 医療・介護

## 生活支援・介護予防等

※専門職と地域の支え合いの仕組みの連携

- ・持ち家・借家
- ・有料・サ高住
- ・養護・軽費 等

## 住まい



## 本人

## 家族



## 地域づくり

地域ケア会議

- ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区等）を単位として想定
- ※ 地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要
- ※ 本人を取り巻く相談支援機関等を中心に、権利擁護支援の関係機関と連携しつつ、本人の意思決定を支援し、日常生活を支えることが重要
- ※ 地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる

## 2. 改正住宅セーフティーネット法に基づく 取組について

# 住宅セーフティネット法の改正における福祉サービスとの連携の強化

## 改正の趣旨

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身高齢者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることも多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和7年10月1日施行】

## 課題

### 市場環境の整備

- ・ 死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

### 居住支援体制の構築

- ・ 住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。
- ・ 高齢者の住まいに関する地域課題を把握できていない。

## 住宅セーフティネット法等の見直しの内容

### <円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備>

- ・ 終身建物賃貸借の利用促進
- ・ 居住支援法人による残置物処理の推進
- ・ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

### <入居中のサポートを行う住宅の創設>

- ・ 「居住サポート住宅」の認定制度の創設  
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

### <賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業(支援)計画との調和>

- ・ 国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・ **基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加**
  - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や介護保険事業（支援）計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

### <居住支援協議会への参画・相互連携>

- ・ **市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化**
- ・ **居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加**

## 期待される効果

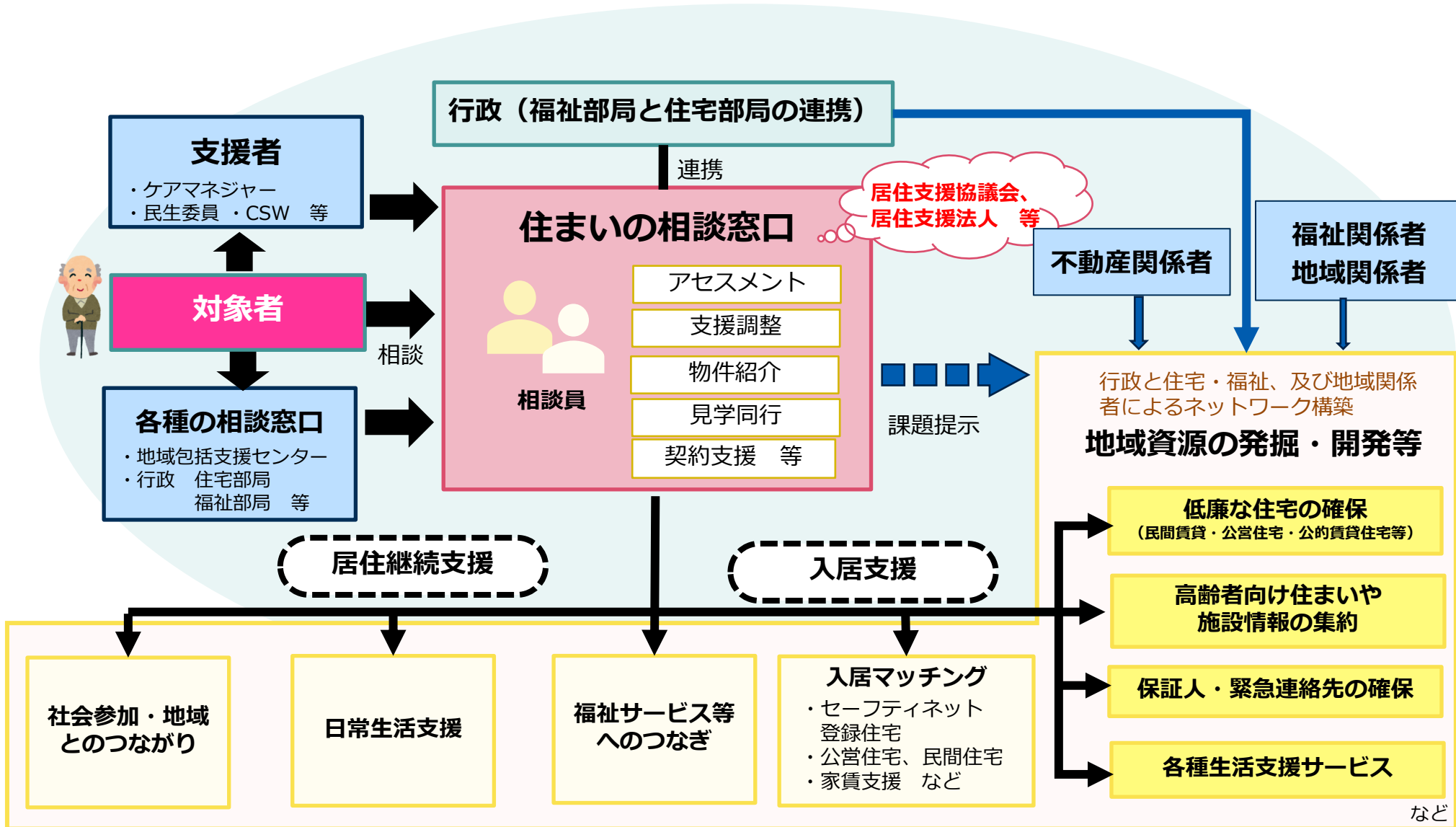
- ・ 賃貸人（大家）の不安軽減により、単身高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・ 住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・ 空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、介護保険事業計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

地域ケア会議で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

# 複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 住まいへのアクセス確保のイメージ



※令和5年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究」（北海道総合調査研究会）を改編

など

# 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

## 概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅SN法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

## 支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

### (1) 総合的・包括的な「住まい支援」の実施

#### ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・住宅情報の提供、入居相談の実施
- ・必要な支援のコーディネートの実施
- ・入居後の見守り等生活支援の実施 等

#### イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

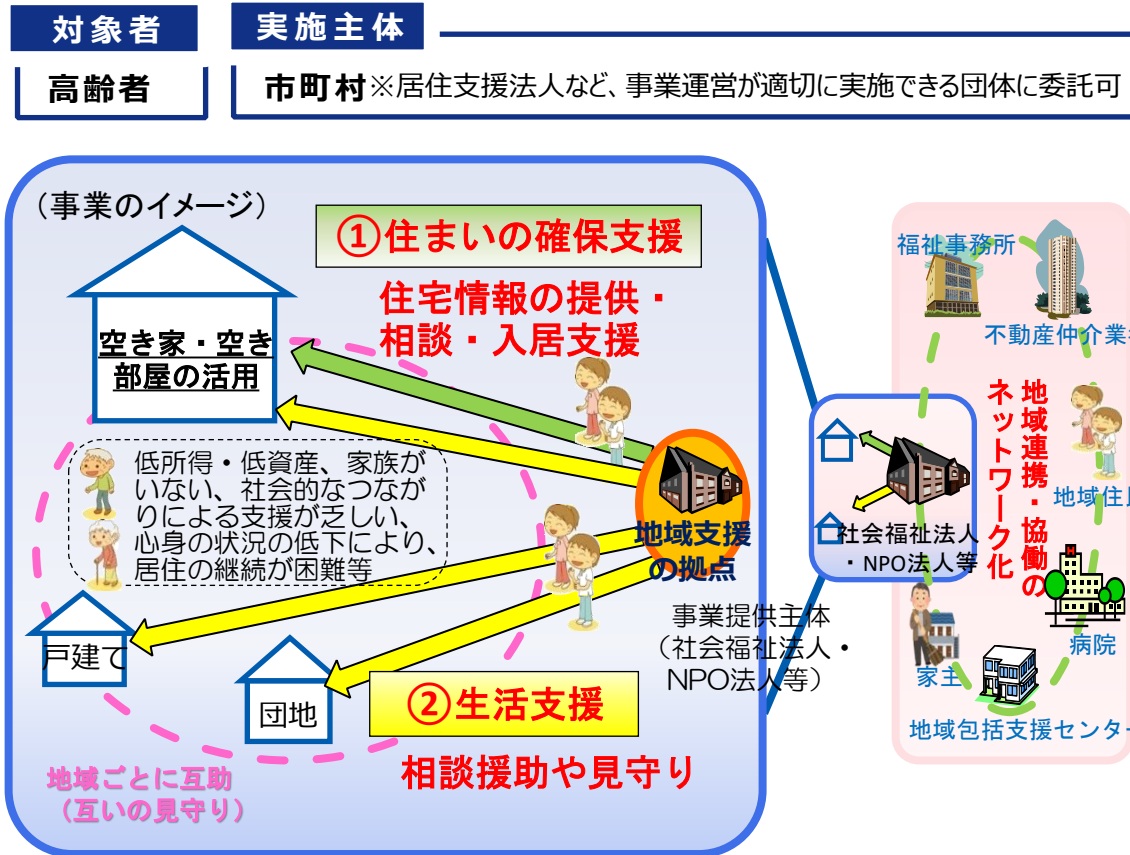
- ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
- ・居住支援協議会の運営 等

#### ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

### (2) 生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。



令和8年度当初予算案 20百万円（25百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度より、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法が施行され、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 2. 事業実施に向けた伴走支援

### 3. 全国展開に向けた取組

#### 1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

##### ①対象の設定

ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出  
 ＊居住支援協議会未設置（R7年9月末現在）  
 ・政令指定都市：5市  
 ・中核市：42市

##### ②集合形式の研修会を開催

＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題  
 ＊活用可能な最新の制度・施策説明  
 ＊取組のポイントの解説  
 ＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。  
 → 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

#### ○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスをを行う。

#### ○ 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



#### ○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握  
 大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- ・庁内外の関係者調整、ネットワーク構築  
 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・住まい支援の具体的な事業化を検討  
 住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

#### ○事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

# 令和7年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」 支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
<p>鳥取県米子市 【新規】</p>	<p>住宅部局 福祉部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資力がなく、身寄りがない高齢者が増えており、対応に追われている。現場で支援する包括等に多数相談が寄せられる中で住まい確保が課題となっており、具体的な議論を進めていきたい。</li> <li>➤ 住宅部局が中心となり、居住支援協議会の設立を進めているが、設立後も見据え、福祉部局との連携含め、どのように取り組んでいけばよいか明確にしたい。</li> <li>➤ 市として居住支援にどう取り組むことができるのか明確にしたい。そのため、まずは現状、課題の把握に取り組む。</li> <li>➤ 協議会設立に向けては、まず高齢者を切り口として、体制を整えていくこととし、居住支援の入口から出口まで支援できるスキームを構築したい。</li> </ul>
<p>NPO法人ささえる 愛媛県松山市 【新規】</p>	<p>居住支援法人 住宅部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 団体（法人）が緊急連絡先になれない、身寄りがない、親族に頼れず保証人がいない等により、賃貸住宅等へ入居できないケースが多い。また、8050問題など、高齢や障害、DVなど複合的な支援が必要なケースも増加している。</li> <li>➤ 入居後のトラブルや亡くなった後の家財処分等に対して、不動産事業者や大家が拒否感を持っている（行政として、十分な情報提供もできていない）。</li> <li>➤ 居住支援協議会が設立されたものの、市と居住支援法人、居住支援法人同士の連携が図られていない（それぞれ単独で動いている）。</li> <li>➤ 協議会を機能させていく上で、福祉部局、不動産事業者・大家の理解（メリット等）を深めることが重要。また、居住支援法人の頑張りで見据えている居住支援が保たれている現状もあり、継続性を確保していくためにも、関係者間の相互理解と役割分担を明確にしていく。</li> </ul>
<p>株式会社レキオス 沖縄県那覇市 【継続】※R5支援</p>	<p>居住支援法人 福祉部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内18か所の地域包括支援センターで、住まい相談も受けているが、転居相談（認知や身体の機能低下で入居を断られる、年齢を理由とした貸し渋り）が年々増加し、現場の負担感が高まっている。</li> <li>➤ 賃貸住宅の空きが少なく、賃料も高いため、市内の住まい確保が難しい。市営住宅も空きが少なく、入居が難しい。</li> <li>➤ 協議会設立後の動きも見据えて、庁内外の関係部局や団体等において、居住支援に対する現状と課題の共有、役割分担等を進める。</li> <li>➤ 不動産事業者・大家、居住支援法人等との関係づくりを進め、高齢者等に対する住まいの確保に関する体制、仕組みづくりに取り組む。</li> </ul>

# 3

## 3. 有料老人ホームに関する制度の見直し

# 社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。  
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

### 2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

### 3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

## 施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

# 1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて

## 現状・課題

- 有料老人ホームには、住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」と、必要な介護サービスは外部の事業所を利用する「住宅型ホーム」の2類型が存在。近年、多様な介護ニーズの受け皿として、その重要性が増大する中、中重度の要介護者の増加など両者は機能的に近接する一方で、制度上の位置付けには顕著な差があり、両者について制度上の均衡確保が課題。
- 「住宅型ホーム」は、制度上、介護サービスの提供への関与が想定されていない。一方で、実態上は、併設・隣接する介護サービス事業所等の利用への限定・誘導などにより、入居者の主体的な介護サービスの選択が制約され、過剰な介護サービスが提供される事例（＝いわゆる「囲い込み」）など、自立支援・重度化防止にとっての課題が顕在化。

## 見直し内容

※有料老人ホーム：老人を入居させ、①～④のいずれかのサービス(複数も可)を提供  
①食事の提供、②介護(入浴・排泄・食事)の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理

### いわゆる「囲い込み」対策の強化

### 「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

- 有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に、登録制を導入。  
(※) 対象ホームは入居対象者の要件で判断。【老福法】  
(※) 中重度の要介護状態となった等の場合に住み替えを求める場合を除き、現存する有料老人ホームの大半が要件に該当することを想定。
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」について、相談支援(ケアマネジメント)を行う事業者や、介護サービスを提供する事業者との独立性確保の措置を新たに導入【老福法】  
(※) 特定の事業者の利用をホーム入居の要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表 等
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、ケアプラン作成と地域生活相談(注)を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】  
(注) 適切な介護サービスの提供とあわせて、本人の意思に即した地域活動等への参画も含めてトータルに支援
- 入居希望者等の選択に資する環境整備として、有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設  
(※) 同協会の業務規定に、ホームによる入居者紹介事業者(情報提供事業者)の適正な利用の確保に関する調査・研究、情報提供等を追加【老福法】
- 登録制において、  
①「住宅型ホーム」・「介護付きホーム」について、運営・人員に係る基準及び利用者保護に関する規制を導入【老福法】  
②「住宅型ホーム」について、新たな相談支援類型の事業者による適切な相談支援、適切な介護サービスの利用を確保する責務を規定【老福法】
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、ケアプラン作成と地域生活相談を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】  
(※) ホームと対等な立場で、ホームから入居者の自立支援・重度化防止に必要な情報を得て、相談支援業務を実施
- 新たな相談支援類型について、「介護付きホーム」と同様、原則1割の利用者負担【介保法】

# 1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて（参考）

## <有料老人ホームについて>

有料老人ホーム（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）\*1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数： 約2万棟（うち、サ高住 約7千棟）
- 定員数： 約63万名（うち、サ高住 約24万名）

---

「介護付き」有料老人ホーム（特定施設\*2）

- 施設数： 約5千棟（うち、サ高住 約800棟）
- 定員数： 約32万名（うち、サ高住 約3万8千名）

※厚生労働省調べ（R6.6.30時点）。

### \*1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づき、老人の福祉を図り、その心身の健康保持及び生活の安定を図るための居住施設。都道府県等への事前届出。

（要件）①～④のいずれかを提供

- ①食事の提供
- ②介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与
- ④健康管理

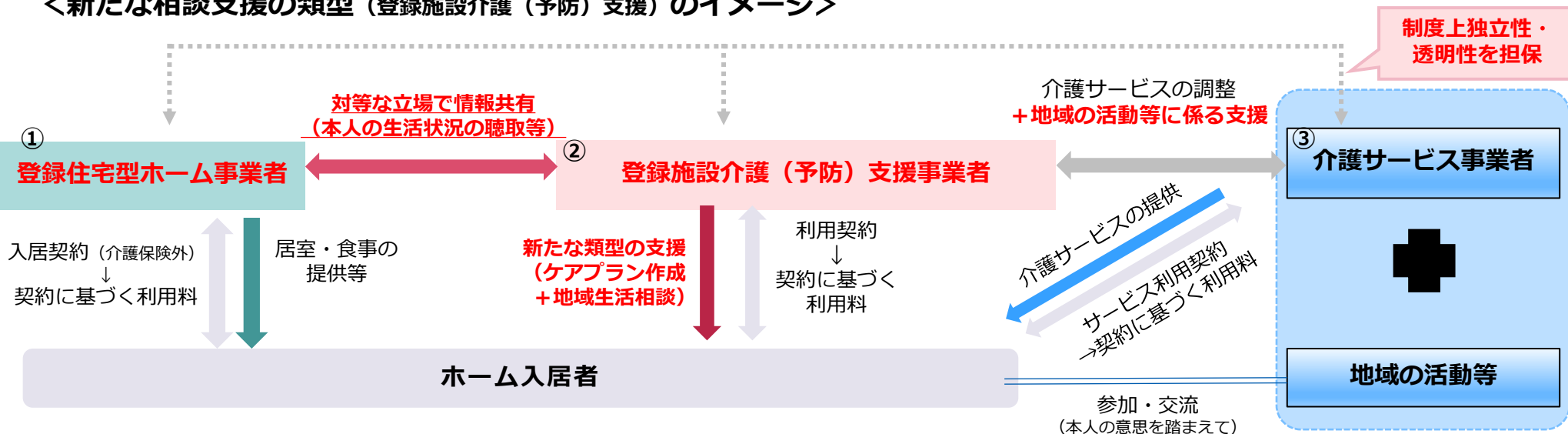
- ※ 運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）
- ※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

### \*2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホーム等が介護サービスを直接提供。

- ※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。
- ※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

## <新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

# 「住宅型ホーム」と「介護付きホーム」の比較

## 【制度上の位置づけ】

○：法令上の義務あり    ✕：法令上の義務なし

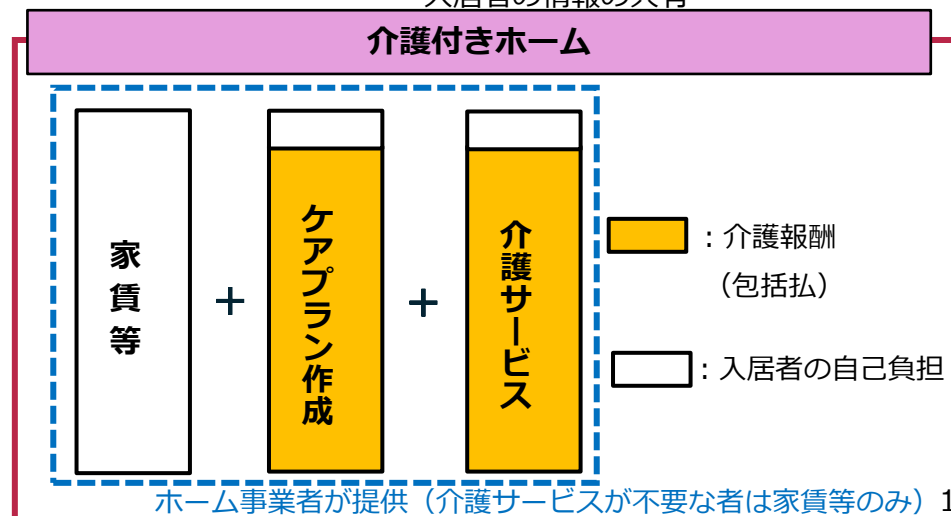
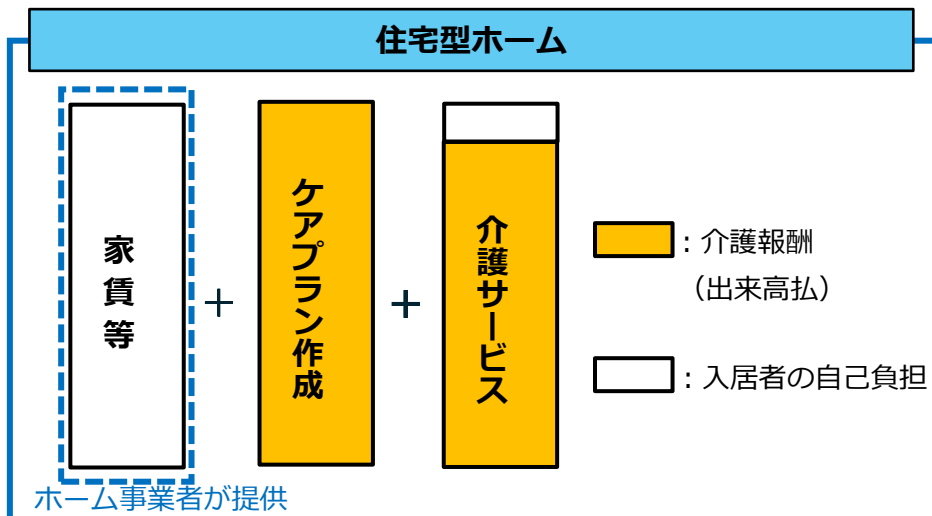
項目	詳細	有料老人ホーム		
		住宅型ホーム	改正後 (登録対象ホーム)	介護付きホーム
介護サービス	介護サービス提供の責任	✕	→ △ ***	○
事前規制・基準	事前規制	△ (事前届出)	→ ○ (登録)	○ (指定)
	人員基準、事故対応・虐待防止措置等	✕ *	→ ○	○
	基準違反に対するペナルティ	✕	→ ○	○ ※介護報酬の減算等
遵守事項	重要事項説明、契約書の書面交付	✕ *	→ ○	○
	他事業との区分経理、経営情報の公表	✕	→ ○	○
指導監督	報告徴収・立入検査	○	→ ○	○
	改善命令、事業停止命令	△ **	→ ○	○
	(指定等の) 取消	—	→ ○	○

\*：標準指導指針（ガイドライン）のみ

\*\*：入居者保護のため必要がある場合等のみ

\*\*\*：入居者の介護サービスの適切な利用の確保、登録施設介護支援事業者との入居者の情報の共有

## 【費用負担】



# 1. ⑥ 介護保険事業（支援）計画の見直し

## 現状・課題

- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、介護保険事業計画・支援計画について、**2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。このような中、現在、中長期的な推計は、介護保険法上、市町村の任意記載事項としており、都道府県を含めた多くの自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。
- 医療と介護の連携という観点も含め、**2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めること**が求められている。

## 見直し内容

- 市町村・都道府県が策定する**介護保険事業計画・支援計画の記載事項に「介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組」**等を追加し、2040年に向けて、地域医療構想とも連携しながら、地域の介護サービス提供体制など地域課題の解決を図る。

### 1. 介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組の追加

- ・ 保険料の算定に必要となる「各年度における介護サービス等（\*）の量の見込み」に加えて、**「介護サービス等（\*）の量に関する中長期的な推計」**及び**「中長期的なサービス提供体制の確保に関する施策」**を**市町村・都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の必須記載事項**に加える。  
(\*）地域支援事業を含む。

※ **市町村計画**において、介護サービス等の量の見込み等に関して、**有料老人ホーム・サ高住等の入居定員総数を勘案**することとする。  
また、改正医療法により都道府県計画と新たな地域医療構想との整合性の確保を図ることとされており、今回の改正により**市町村計画**において**医療・介護連携の状況を勘案**することとする。

### 2. 人材確保・生産性向上・経営改善の取組の追加

- ・ 都道府県の責務とすることに伴い、**「人材確保・生産性向上・経営改善の取組内容・目標」**を**都道府県が策定する介護保険事業支援計画の必須記載事項**に加える。

# 4

## 4. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

# 養護・軽費老人ホームについて

## 制度趣旨・経緯

- 養護・軽費老人ホームは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく施設であり、高齢者向け住まいの一つとして、居宅での生活が困難な低所得の者の受け皿を担っている。軽費老人ホームについては、介護保険の施設と同じく契約で入所しているが、養護老人ホームについては、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者に対して、市町村の判断による措置によって入所している。
- 運営費について、過去には国も負担・助成を行ってきたが、三位一体の改革によって税源移譲されたため（養護老人ホーム：平成17年度、軽費老人ホーム：平成16年度）、地方自治体単独で負担・助成しており、地方交付税措置がなされている。（養護老人ホーム：市町村、軽費老人ホーム：都道府県）
  - ※ 人員、設備、運営等に関する基準については、介護保険施設と同様に省令で定めており、介護報酬改定の際も、各施設（サービス）共通のもの等は、養護老人ホーム・軽費老人ホームの基準省令も、同様の改正を行っている。

## 昨今の課題

- 税源が移譲された際には、厚生労働省より示した運営費に関する指針を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各地方自治体において改定することとしている。しかし、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、地方自治体独自の改定の実施状況は10%前後に留まっており、経営が悪化している施設も一定数ある。

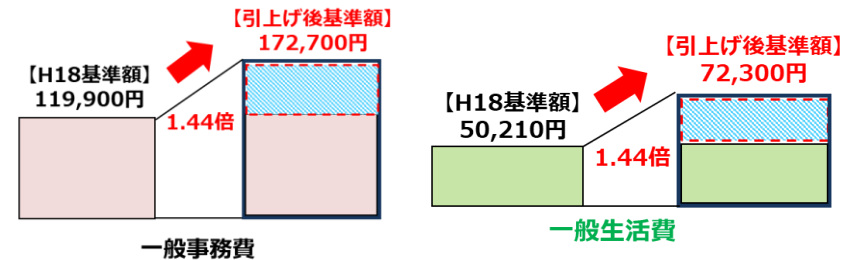
【これまでに厚生労働省より自治体に要請した主な改定事項】※②から④については、介護保険サービスに準じた対応を要請したもの

- ① 消費税率の引上げ（5%から8%、8%から10%時にそれぞれ実施）
  - ② 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による介護職員1人当たり月額9,000円の賃金引き上げ
  - ③ 令和6年度介護報酬改定（改定率1.59%）、基準費用額の引き上げ（60円／1日）
  - ④ 令和6年度補正予算「介護人材確保・職場環境改善等事業」
- 介護保険サービス等と比較して、地域によっては住民や市役所等の行政職員、介護サービス関係者等からの認知度が低いことが、過去の調査研究事業等で指摘されている。特に養護老人ホームの措置状況について、定員に対する入所者の割合が必ずしも高いケースもある。
  - 小規模な市町村の場合、人員体制に限られており、養護老人ホーム（老人福祉法に基づく措置）以外の業務も兼務しているため、制度に関する理解や、地方自治体独自の改定に向けた検討が十分にとれない可能性がある。

# 養護・軽費老人ホームの適切な運営に向けた支援等について

## 措置費等の適切な引き上げに向けた対応

- 累次の報酬改定や地域の実情等を勘案した措置費の基準額の引き上げを行うよう各自治体に要請しているが、**見直しに取り組んでいない自治体も多い**ことが課題  
例：R6介護報酬改定相当分は8～9割程度である一方、地方自治体独自の基準額改定の実施状況は10%前後に留まっている
- 令和7年度、**都道府県の担当者向け説明会を全国8ブロックで開催**し、運営費の適切な基準額の改定等を改めて要請。  
また、都道府県に対しては、広域的立場から市町村への助言を要請
- **通知（令和8年1月）および事務連絡（同年4月）**において、**具体的な運営費の基準額の改定方法を周知**
  - 養護老人ホームにかかる改定の例  
交付税措置における被措置者1人当たり算入単価の上昇率（H18→R8で1.44倍）を踏まえて改定
- 令和8年度、総務省「持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業」において、養護老人ホーム向けの措置費支弁額の改定に関する事務について、都道府県が伴走支援する取組を3県で実施予定



## 令和7年度補正予算・8年度予算における対応

### <7年度補正予算>

- 物価高騰対策・処遇改善支援
  - 光熱水費等や災害備蓄品等の購入費等、また、食料品の購入費等に対する支援を実施
  - 介護保険施設に対する処遇改善と同等の措置を講ずることができるよう、令和8年度の地方交付税で措置することとされている
- 養護・軽費老人ホームを含む広域型施設（定員30人以上）において、一定の場合※に大規模修繕等に対し補助
  - ※「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施すること
- 介護テクノロジーの導入に対し補助（令和6年度補正予算と同様）

### <8年度予算>

- 令和8年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善に必要な経費について、令和8年度地方交付税で措置できるよう調整。

# 「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」における取組の例（令和6年度老人保健健康増進等事業）

## 配食サービスに係る取組の例（報告会参加施設の意見）

- 近隣の高齢世帯で食事が十分とれてない方について、週に2回ほど配食サービスをし、見守り活動を実施。
- 今後、配食の他、お元気であれば取りに来ていただくことも検討しているが、調理員のパート雇用の求人への応募が無く人的に対応が出来るか迷っている面があり、社会福祉施設協議会と連携しながら配食以外のサービスに取り組むことも検討している。

## 高齢者の住まいに係る取組の例

- ケアハウス・エマオ（長野県の軽費老人ホーム）では、施設が所在する東福寺地区を中心に、施設職員が積極的に地域へ出向くアウトリーチを実践。
- 長野市・長野市社会福祉協議会が作成（施設長が策定委員会に参画）した「長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドライン」を活用し、孤立や住まいの困難を抱える高齢者への支援に関する周知。
- 地域住民向けの分かりやすいリーフレットを作成したうえで地域イベントへの参加することや地域の高齢者への相談対応を通じて、「困りごとを抱えた人が気軽に相談できる施設」として地域に根付く取組を積極的に展開。



長野市における身寄りのない方への支援のためのガイドライン

発行 2024(令和6)年4月1日

長野市  
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

（参考）令和5年度・6年度老人保健健康増進等事業報告書（株式会社NTTデータ経営研究所）  
事業実績報告書掲載URL：<https://www.nttdata-strategy.com/roken/index.html>